

令和7年度 第2回八戸市地域保健医療対策協議会（会議録）

日 時：令和8年3月19日（木） 午後2時～

場 所：八戸市総合保健センター1階 大ホール

出席委員：奥寺良之会長、岡本道孝副会長、松橋英昭委員、堀部崇委員、妻神和憲委員、西野祐希委員、松井正子委員、工藤真哉委員、神山智子委員、古川祐行委員、河原木礼子委員、古舘美喜子委員、吉田昭人委員

事務局：保坂こども健康部長、工藤保健所長、岩崎保健所副所長兼保健総務課長、皆川保健所副所長兼衛生課長、野田健康づくり推進課長、田中舘すすく親子健康課長、大沢保健予防課長

開会	
司会	<p>本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから「令和7年度第2回八戸市地域保健医療対策協議会」を開催いたします。</p> <p>まず初めに、本日の出席状況につきまして、委員18名中13名の出席となっております。</p> <p>委員の半数以上の御出席をいただいておりますので、協議会規則第4条第2項の規定により会議が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本日の議事は、先にお配りした次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして、奥寺会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
会長あいさつ	
会長	<p>本日は、令和7年度第2回八戸市地域保健医療対策協議会にお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>本日は議事として令和8年度保健所事業計画について、それから新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画の改定について、が挙げられております。</p> <p>こちらは国や県の改定内容を踏まえて詳細な計画を立てられておりますので、改定内容に従って実行していただきたいと思っております。</p> <p>今日はよろしくお願いいたします。</p>
司会	ありがとうございました。
議事	
司会	<p>次に、本日の会議資料を確認させていただきます。</p> <p>資料は、あらかじめお送りしておりました、「次第」、「資料1 令和8年度保健所業務進行管理表」、「資料2 新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画の改定について」、「資料3 委員の再公募の実施について」のほか、本日追加の資料として、「委員名簿」、「席図」、「資料1 令和8年度保健所業務進行管理表の1ページ目、保健総務課総務企画グループ進行管理表の差替版」、「資料1-2 八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部改正(案)の概要について」、「資料4 新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画改定の概要」、「資料5 新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画」、「資料6 事前質問等について」を、お席に御用意しております。</p> <p>資料の不足等がございましたら、お知らせください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>

	<p>また、当会議は、会議録の公開をすることとしており、会議録につきましては、発言者の氏名を伏せて作成し、市のホームページで公開することとしておりますので、御了承願います。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>協議会規則第4条第1項の規定により、協議会の会議は、会長が議長を務めることになっております。</p> <p>奥寺会長、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>皆様の御協力を頂きまして、円滑に議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに議事の1番「令和8年度保健所事業計画について」事務局から説明願います。</p> <p>なお、御質問、御意見等につきましては、案件ごとに事務局の説明が終了した後に受けることといたします。</p>
事務局	<p>令和8年度保健所事業計画につきまして、お手元の資料1「令和8年度保健所業務進行管理表」により、御説明いたします。</p> <p>それでは、私からは保健総務課の所管業務について、新たな内容や変更点を中心に御説明いたします。</p> <p>着座にて説明いたします。</p> <p>1ページをお開きください。総務企画グループの事業計画ですが、まず1の「地域保健対策の推進」として、年度を通じて、保健所業務全般の進行管理、情報共有や健康危機管理体制の確認を行います。</p> <p>2の「保健所長会」業務は、全国や地区ごとに組織する保健所長会の会議等を通じ、保健所相互の連携や公衆衛生に係る共通の課題についての情報交換等を行うものです。</p> <p>各会の役員は持ち回りとなっておりますが、八戸市は令和8・9年度、全国政令市衛生部局長会の理事市となっております、8月に市内で理事会を開催し、会議や現地視察、情報交換等を行う予定としております。</p> <p>3の「地域医療」につきましては、二次救急医療体制輪番の実施や、休日夜間急病診療所及び休日歯科診療所の運営により救急医療体制を確保するとともに、連携中枢都市圏事業として実施する圏域4病院への医師派遣やドクターカーの運行に係る協定締結などの手続きを行います。</p> <p>さらに、AED機器の貸出しや救命講習会の開催によるAED普及促進事業の実施、赤十字血液センターが行う献血事業への協力を行います。</p> <p>また、医療従事者確保のための看護師等修学資金貸与事業については、一部内容を変更して実施する予定でございます。</p> <p>別紙資料により御説明いたしますので、「資料1-2八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部改正（案）の概要について」を御覧ください。</p> <p>この資料は、看護師等修学資金の貸与について規定している条例の改正案をまとめたものでございます。</p> <p>改正の理由でございますが、高齢化の進展に伴い、医療と介護の需要が増大し、医療・介護連携の推進が重要となる中、医療施設のほか介護関係施設等においても看護職の確保が課題とされている状況を踏まえ、修学資金の返還免除要件を拡大し、市内の看護職員の充足を図るものです。</p> <p>修学資金の貸与を受けた方が、養成施設を卒業後すぐに免許を取得し、直ちに市内</p>

の医療施設等において看護職員としての業務に就き、5年以上従事した場合に返還を全額免除しておりますが、返還免除の対象となる施設を表のとおり拡大するものです。

改正前、介護関係施設・事業所については、介護老人保健施設及び居宅サービスのうち訪問看護のみを対象としておりますが、新たに、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホームのほか、人員配置基準で配置すべき従業者に看護職員が含まれる介護サービス事業所を加えるものでございます。

これまで、卒業後すぐに介護関係施設に就職する方はいみせんでしたが、看護師として従事する際の選択肢を広げたいと考えております。

それでは、事業計画の説明に戻ります。業務進行管理表を御覧ください。

4の「保健衛生統計業務」につきましては、毎年実施する人口動態調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査等を行うほか、2年に1度行われる、医師・歯科医師・薬剤師調査、3年に1度行われる、医療施設静態調査等を行います。

5の「大規模災害に備えた体制の強化」について、昨年12月8日の青森県東方沖地震では多くの被害が発生したところでありますが、地震や台風等により被災した他の自治体への保健師等の応援派遣に備えた体制を整備するとともに、

当市が被災地となった際の受援体制を整備するため、保健医療活動の調整に係る所内体制の整備、広域的な保健医療活動の調整に係る市災害対策本部関係各班や災害時医療提供協定を締結している市医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連携強化に取り組むことを予定しております。

また、表に記載はございませんが、災害時に必要な医療提供体制の確保のため、災害拠点病院の浸水対策事業を支援することとしております。

6の「水防法及び土砂災害防止法に係る避難計画作成」につきましては、大雨や土砂災害に備えて、対象区域の医療機関等に作成いただく避難計画の作成支援、提出書類の審査を行います。

2ページを御覧ください。医事薬事グループの事業計画について説明いたします。

まず、1の「医療機関等に対する監視指導業務」として、年間を通じて、診療所等の許可申請や届出に係る調査、立入検査を行い、医療安全と院内感染対策の推進を図ります。監視の頻度は、原則として病院は年1回、有床診療所は3年に1回、無償診療所、歯科診療所は5年に1回、助産所、施術所、歯科技工所は10年に1回程度としており、年間の目標件数は、御覧のとおりとなっております。

2の「薬局等の薬事関係施設に対する監視指導業務」としては、年間を通じて、薬局等の許可申請や届出に係る調査や立入検査を実施し、薬事関係施設の適正な業務運営の推進等を図ります。監視の頻度は、3年に1回程度としており、年間の目標件数は、御覧のとおりとなっております。これに加えて、国が毎年実施する一斉監視に基づく指導を併せて行います。

「医療安全支援センターの運営」としては、医療に関する相談等について、電話や対面で応対し、医療安全に関する助言及び情報提供等を行います。

「業務に従事する歯科技工士・歯科衛生士・保健師等の把握」としては、2年に1度行われる、歯科技工士・歯科衛生士・保健師等の届出の受理を行います。

保健総務課の事業計画の説明は、以上でございます。

事務局

私からは健康づくり推進課の令和8年度の業務進行管理表について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

お手元の資料1、3ページをお開きください。健康推進グループの14事業を掲載しておりますが、主なものについて御説明いたします。

初めに、1の「がん検診」から「健診だより」までの各種健(検)診事業でございますが、市民の健康保持・増進のため、がん検診をはじめ各種健診を八戸市総合健診センター、八戸市医師会、八戸歯科医師会などに委託して実施しております。

このうち、健診センターでの受診の場合、希望日の約1か月前までに予約をさせていただいておりますが、市内19地区ごとの送迎バスを利用する方には、バス運行日の予約枠を設けておりますので、申込期限までに予約をしてもらうよう、町内を回覧する「健康だより」や市ホームページで周知してまいります。

「歯周病検診」につきましては、厚生労働省が定める「歯周病検診マニュアル2023」に基づき、令和8年度から問診項目が増え、成績票が変更となりますが、八戸歯科医師会の御協力をいただきながら、歯・口腔の健康保持増進のため、歯周病検診を引き続き実施してまいります。

続いて、5の「健康はちのへ21ポイントアプリ事業」でございますが、ウォーキングに応じてポイントを付与し、抽選で地場産品を提供することで、健康行動を促すアプリ「健はちプラス+」は、開始から3年を迎え、直近の2月末時点のダウンロード数は6,715件、実際にアプリを立ち上げログインしている方は、令和7年度で1,000件前後となっております。

令和8年度は、本アプリの一層の利用促進を図るため、スマートウォッチや外部の健康管理サービスとのデータ連携を強化し、歩数カウントのデータの精度やその他の利便性向上のための改修を行う予定でございます。

続いて、6の特定給食施設等栄養管理指導事業や7の国民健康・栄養調査は、中核市として実施している事業でございます。

続いて、14の「QOL健診」でございますが、メタボリックシンドローム、ロコモティブシンドローム、口腔保健や心の健康などを総合的に測定し、結果通知や健康啓発・教育までを2時間のパッケージにした健診プログラムで、八戸市総合健診センターや各企業などで実施されておりますが、市といたしましても、健康診断・健康教室を身近に受けられる環境を整備することを目的として、青森県医師会健やか力推進センターに委託し、令和8年度に実施する予定でございます。

次に、4ページをお開きください。成人保健グループの10事業を掲載しております。

1の「第三次八戸市健康増進計画」でございますが、令和7年度から18年度にわたる計画を策定し、庁内検討会議や健康福祉審議会 健康・保健専門分科会で進捗管理を行いながら、「早世の減少と健康寿命の延伸」を目標として、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを社会全体で支援していく取組を進めております。

続いて、6の「保健推進員活動」でございますが、保健推進員は、当市の健康増進計画を推進する地域の健康づくりのリーダーとして活動していただいております。

令和8年度の改選時期にあわせて、担い手不足への対応として、定員は町内に1人を原則として230世帯ごとに1人の増員は行わないようにしたほか、市内19地区に配布している「健康だより」は、コロナ禍により個別配布が難しくなったことから、町内回覧を推奨することとし、今後も、実情に即した保健推進員のあり方について検討していく予定でございます。

続いて、7の「90日間健康チャレンジ事業」でございますが、働き盛り世代の適正体重者の増加を目的に、市内の企業に勤めている市民が、90日間、毎日血圧や体重を測定することにより、自己の健康を意識して主体的に健康づくりに取り組むための事業で、保健師が企業に出向いて講話を行う、8の「働く人の健康応援講座」とともに、職場での健康づくりにつながる支援を行っております。

	<p>最後に、9の「60代から始める健活チャレンジ」でございますが、仕事や子育てに一区切りついた60代を対象に、仲間づくりや交流の促進を図りながら、健康診断やInBody（体成分分析装置）の測定結果を活用し、体重測定や血圧測定、食生活の見直し、運動などに90日間取り組み、健康づくりの継続を支援するための新規事業となっております。</p> <p>以上で、健康づくり推進課の説明を終わります。</p>
事務局	<p>すくすく親子健康課の令和8年度の事業計画について、御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。</p> <p>当課の業務は進行管理表にございますとおり、5ページの保健医療グループ10事業、6ページの母子保健グループ13事業、7ページの発育支援グループ10事業の33事業を実施しております。</p> <p>この中から、令和8年度の主な事業について説明させていただきます。</p> <p>まずは5ページの保健医療グループの管理表を御覧ください。</p> <p>1の「小児慢性特定疾病に関する業務」ですが、毎月1回の審査会を実施し、受給者証の交付、医療費の助成を行っております。令和7年4月から、対象となる疾患が16疾患群、801疾病に拡大されております。</p> <p>また、県外などの遠方の医療機関へ通院する際の、2回分の交通費の助成を行っております。さらに、自立支援事業としては、個別の相談に応じるとともに、年1回の講演会と交流会の開催を予定しております。</p> <p>次に、5の「妊産婦アクセス支援事業」は、医学的にハイリスクな妊産婦が、市内から遠距離にある総合周産期母子医療センター等への通院や乳児の面会をするための交通費や宿泊費を助成するものです。</p> <p>令和7年度からは県や国の助成を受けて、3つの区分に分けて実施しております。1つ目はハイリスク乳児への面会時、2つ目は分娩時、3つ目は妊婦健診時に分けて助成しております。</p> <p>県内は、県立中央病院と弘前大学医学部付属病院が対象です。また、周産期母子医療センターの岩手医科大学付属病院など県外への交通費等の助成も行っております。</p> <p>次に、6の「新生児聴覚検査」は、分娩取扱い医療機関に委託契約を実施し、初回検査と再検査の費用の一部助成を行います。</p> <p>7の「乳児一般健康診査」は、生後1か月児、3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児の4回分の受診票を交付しており、受託医療機関で個別に検診を受けていただく体制で実施しております。</p> <p>8の「乳児股関節脱臼検診」は、早期発見・早期治療につなげるため、これまで生後90日からでしたが、令和8年度からは生後60日から120日の乳児を対象として、整形外科医によるエコー検査を実施いたします。</p> <p>10の「はちまむ応援金事業（妊婦のための支援給付交付金）」は国の給付事業です。6ページの母子保健グループ13の妊娠等包括相談支援事業と併せて実施しているものです。母子健康手帳交付時に面接した妊婦に5万円、赤ちゃん訪問後の産婦に5万円を支給しており、妊産婦の身体的、精神的ケアと経済的支援を行う、伴走型の継続的な相談支援として実施しております。</p> <p>続きまして6ページ母子保健グループの事業ですが、主に妊産婦に関する事業を実施しております。</p> <p>1の「こども家庭センター事業」は、令和6年度から、母子保健機能を担当する当課と、児童福祉機能を担当する子ども家庭相談室とで、協働で運営しております。</p>

毎月、合同ケース会議を開催するなど、母子保健機能と児童福祉機能の双方の機能を併せ持つことにより、すべての妊産婦、こども、子育て世帯に対し、一体的に相談支援を行う体制となっております。

5の「産後ケア事業」は、産後1年未満の産婦と乳児に対し、宿泊型と通所型で心身のケアや育児のサポートを行っております。き子キッズ助産院、苫米地レディースクリニック、市民病院、八戸クリニックの4施設と委託契約を行い、事業を展開しております。

母子健康手帳交付時や妊娠8か月頃の電話面談、赤ちゃん訪問等で事業を周知しており、また、医療機関でも積極的な利用を働きかけていただいております。

11の「性と健康の相談センター事業」は、思春期、妊娠・出産等ライフステージに応じた相談者に対し、性や妊娠、生殖などの相談を受けて支援しております。また、年1回プレコンセプションケア講演会を実施し、知識の普及啓発に努めております。

次に、7ページ発育支援グループですが、主に幼児の健診や発達相談を実施しております。

3の「子育て出前講座」は、子育てに関わる団体である子育てサロン等から依頼を受け、保健師・栄養士を派遣し、乳幼児の保護者等に子供の健康や子育てについての講話や、中学生への思春期教室（パパママ体験学習）として、妊娠・出産・育児について知識を深めるよう健康教育を行っております。

7の「1歳6か月児健康診査」及び8の「3歳児健康診査」は、それぞれ月2回実施し、小児科医の診察他、身体発育・精神発達などを確認し、個別の保健指導を実施しております。また、その事後指導として、

5の「2～3歳児発達相談」、6の「3～5歳児発達相談」を実施し、心身の発達や遅れなど個々のケースに応じた相談及び助言指導をしております。

10は令和8年度新規に取り組む事業、「5歳児健康診査」です。

5歳児健診は、発達障害などのこどもの特性を早期に発見し、その特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣などの育児に関する指導を行うことにより、スムーズな就学につなげることを目的とするものです。

こども家庭庁は、令和10年度までに全市町村での実施を目指しております。

健診の実施方法は、全ての5歳児の保護者にアンケート調査を実施し、発達に課題があると思われる幼児を対象に、医師が診察する「二段階方式」で準備を進めております。

令和8年度は、市内の幼児教育・保育施設の中から4～6のモデル施設を選定し、100人程度の5歳児を対象にモデル事業の実施を予定しております。

市医師会及び幼児教育・保育施設の皆様からの御協力をいただき、庁内関係部局と連携しながら、モデル事業の実施と検証を着実に進め、令和10年度の本格実施に向けて、体制整備を進めてまいります。

すくすく親子健康課からは以上でございます。

事務局

私からは保健予防課の事業計画のうち主なものを御説明いたします。

資料8ページを御覧ください。

はじめに、予防接種事業に関する業務についてでございます。

まず、乳幼児等を対象とする定期予防接種におきましては、本年4月より、新たにRSウイルス感染症の母子免疫ワクチンの定期予防接種が始まります。

この母子免疫ワクチンは、妊娠28週から36週の妊婦の方を対象に実施するもので、妊婦への能動免疫により、出生児のRSウイルス感染を予防するものでございま

す。

乳幼児等の本人ではなく、その出生前に妊婦を対象とするワクチンを、国が定期予防接種に位置付けるのは、今回が初めてとなります。

対象となり得る方には、妊娠の届出時（母子健康手帳の交付）にすくすく親子健康課を通じて制度を御案内するとともに、産婦人科医療機関に御協力いただき、妊婦健診時に適時、御案内いただくこととしております。

一方、高齢者の定期予防接種では、通年実施している肺炎球菌で使用ワクチンの変更が、また、秋冬に実施しているインフルエンザで使用ワクチンの追加が予定されております。

まず、肺炎球菌においては、本年4月より、従来の「23 価莢膜（きょうまく）ポリサッカライドワクチン」から、より高い予防効果の期待される「20 価結合型ワクチン」に変更されるもので、広報への記事掲載や、対象者への個別通知発送等により、順次周知を図っているところでございます。

また、インフルエンザにおいては、従来より使用している「標準量ワクチン」に加え、本年10月から、より高い予防効果の期待される「高用量ワクチン」が、75歳以上の方を対象に追加導入されるものでございます。

こちらについては、実施時期である秋冬に向け、周知広報を含め、必要となる準備を進めてまいります。

次に、感染症の予防及びまん延防止に関する業務でございます。

取組方針の2の、次なる感染症の発生及びまん延への備えでございますが、青森県感染症対策連携協議会を通じて、入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有のあり方などについて議論・協議を行うとともに、感染症まん延時における機動的な対策の実施を図るため、関係機関との連携強化に取り組んでまいります。

また、市感染症予防計画に基づく実践的な訓練を含む研修等の実施により、感染症に関する人材を育成し保健所体制の強化を図るとともに、県予防計画の改定方針・動向等も踏まえながら、次期改定に向けて課題整理等を行ってまいります。

新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画の改定につきましては、後の案件で改定の内容を御説明差し上げる予定となっておりますが、本協議会に設置いただきました新型インフルエンザ等対策行動計画検討部会にて、部会の委員の皆様におかれましては、たくさんの貴重な御意見をお寄せいただきまして、誠にありがとうございました。この場をお借りして、御礼を申し上げます。

なお、令和8年度につきましては、市行動計画の改定に伴い、実施マニュアルの整備など、関係課と協議・調整を行いまして、実施体制の整備に取り組んでまいります。

次のページになりますが、自殺対策・精神保健福祉に関する業務でございます。自殺対策については、国の進める「子ども・若者対策」と「女性に対する支援」を新たに盛り込み、令和12年度までの6年間の第2期計画を策定したところであり、庁内関係課のほか医療機関等関係機関との連携に努めております。また、精神保健福祉相談の電話での相談については、令和7年4月、保健予防課内に「こころの健康相談電話」の直通ダイヤルを新たに設置し、市ホームページや広報で周知したことで、市民にとってわかりやすく相談しやすい手段の一つとして、徐々に浸透しております。

また、悩みを抱えた人のSOSに気づき、傾聴し、適切な支援につなげる「ゲートキーパー」の養成は、一般市民等を対象とした基礎編・実践編のほか、市職員編を開催、さらに市教育委員会と共催で、教職員や医療関係者を対象とした「子どもの自殺

予防研修会」を今年度新たに開催いたしました。令和8年度につきましても、引き続き、正しい知識の普及啓発や人材育成に向け取り組んでまいります。

難病対策事業については、災害発生時の体制整備の一環として個別避難計画作成を推進しているところであり、本人や家族、医療・介護・障がい福祉関係者と協議しながら、個別性に応じた実効性のある避難計画の様式を検討しているところです。そのほか、難病対策として相談支援や、普及啓発を目的とする講演会等の開催などにも取り組んでまいります。

<事前質問について>

最後に、事前質問にていただいた「結核患者数が多い国からの中長期間在留者に対する入国前結核スクリーニング」について、この場でお答えさせていただきます。

先日3月6日に開催された結核対策推進会議において、入国前結核スクリーニングについて厚生労働省からの報告がございましたので、その内容を踏まえてお答えいたします。

令和6年の外国生まれ新登録結核患者数は1,980人で全体の19.7%と前年より361人3.7ポイントの増となっております。外国出生者の新結核登録患者数が年々増加している状況から、国において、入国前結核スクリーニングが開始されております。

委員御認識のとおり、フィリピン及びネパールについては令和7年6月から、またベトナムについては同年9月から開始されており、対象者は、入国前に各国の指定医療機関において胸部X線検査等の結核検査を受け、結核を発病していないことを証明する「結核非発病証明書」を取得のうえ、在留資格認定証明書交付申請又は査証申請の際に提出することが求められております。

一方、インドネシア、ミャンマー及び中国につきましては、引き続き制度導入に向けた調整が進められているとのことであり、現時点では具体的な開始時期は示されていない状況でございます。

保健予防課からは以上でございます。

事務局

衛生課の業務について、御説明いたします。

まず、1の「食品衛生業務」でございますが、市内の許可営業施設及び届出施設について計画的に監視をしており、来年度の監視目標は1,900件としております。

また、HACCPに沿った衛生管理の周知・普及を図るため、八戸食品衛生協会と連携し、巡回指導を行うとともにHACCPへの対応状況についての確認、助言・指導をしております。

監視・指導強化月間等の実施につきましては、7月の夏期一斉指導・12月の年末一斉指導のほか、朝市の監視や、七夕・三社大祭・えんぶりなどイベント時等の臨時出店の監視についても引き続き取り組んでいきたいと考えております。

続いて、2の「犬の登録及び狂犬病予防注射業務」につきましては、引き続き4～5月の春の集合注射、9～10月の秋の臨時集合注射を行うほか、未接種の飼い主に対しては接種を促す通知を発送し、その後電話による勧奨を行うなど、引き続き接種率の維持・向上に努めてまいりたいと思っております。

続きまして3の「動物の愛護と適正な飼養に関する業務」につきましては、飼い主のいない猫対策として、不妊去勢手術に関する事業に引き続き取り組んでまいります。

また、三戸地方保健所の建て替えに伴い必要となる動物収容施設の設置を進めてまいります。

	<p>4の「専用水道・簡易専用水道・飲用井戸等に係る業務」につきましては、飲料水の衛生確保について必要に応じて適切な助言等を行ってまいります。</p> <p>最後に、5の「生活衛生関係業務」については、理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場等の生活衛生関係施設の監視指導を行ってまいります。</p> <p>衛生課の説明は、以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>看護師等修学資金貸与条例について、5年以上従事した場合に返還を全額免除するというのですが、これは1年目から市内で従事しなければならないということでしょうか。</p> <p>例えば、1年目は研修や教育が必要な期間ですから、市外で数年経験を積んだ後に市内に戻り、看護師として5年以上勤めた場合は免除にならないのでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらの制度については、養成施設を卒業後すぐに免許を取得し、直ちに市内の医療施設等で従事するという条件を付しております。</p> <p>これは、市内の看護職員の充足を図るため、市内に留まっていただくことを主な目的として定めているものでございますが、委員のおっしゃったような、市外で働いていた方が八戸市に帰ってきた場合の、看護の仕事をしていただける方に対する支援というの、検討していかなければならないと考えております</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>他に御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、続きまして、議事の2番「新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画の改定について」事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画の改定について御説明申し上げます。お手元の資料2を御覧願います。</p> <p>まず、1の「計画改定の趣旨」でございますが、新型インフルエンザ等の発生時に国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするため、政府、都道府県及び市町村はそれぞれ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき行動計画を策定することとされており、今般、新型コロナ対応の経験や関係法令等の整備を踏まえ、先行して改定された政府及び県の行動計画に準じ、市行動計画の全面改定を行ったものでございます。</p> <p>次に、2の「今回改定に係る主な変更内容」でございますが、今回の改定について、主な変更内容を表組みに整理しております。</p> <p>なお、市行動計画は先月の2月26日に改定済みでありますので、項目の現行計画の欄は、改定前の計画という事でお読み替えいただければと思います。</p> <p>1つ目の対象疾患でございますが、改定前の計画では新型インフルエンザがメインでありましたが、今回の改定では新型コロナや新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に幅広く対応したものとなっております。</p> <p>2つ目の段階、いわゆるフェーズの捉え方についてでございますが、改定前の計画では、発生段階として未発生期から小康期の5段階としておりましたが、今回の改定では、対策の段階として、準備期、初動期、対応期の3段階とするものでございます。</p> <p>3つ目の対策項目でございますが、改定前の計画では7項目であったものを、今回の改定では県行動計画と同様に、12項目に拡充しております。なお、政府行動計画は、国際間の水際対策を含めて13項目とされておりますが、県や市が行うべき地域間の水際対策にあたる内容は、対策項目のうち5番にあたります「まん延防止」に含まれるものと整理しております。</p> <p>4つ目の計画の構成でございますが、改定前の計画では、発生段階を基本軸とし、</p>

	<p>各対策項目の取組を記載しておりましたが、今回の改定では対策項目を基本軸とし、各対策段階の取組を記載しております。</p> <p>5つ目の平時の備えですが、改定前の計画では、未発生期の取組として記載しておりましたが、今回の改定では準備期の取組として記載の充実を図っております。</p> <p>6つ目の長期化等への対応でございますが、改定前の計画では、比較的短期の終息を前提としておりましたが、今回の改定では感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応など、感染症のリスク評価等に応じて対策を機動的に切り替えることとしております。</p> <p>次のページを御覧ください。</p> <p>3の「検討の経過」でございますが、令和6年7月に政府行動計画が改定された後、昨年4月に青森県の行動計画が改定されております。</p> <p>市では、市行動計画の改定に当たり、特措法の規定に基づき感染症等の有識者から意見聴取を行うため、本協議会に検討部会を設置いただき、8月に第1回の会議を開催しました。</p> <p>その後、9月から11月にかけて、検討部会委員及び市内、関係機関からの意見募集、県との協議を行い、第2回の検討部会を開催、12月に市議会への説明とパブリックコメントを実施しまして、本年2月26日に市行動計画の改定を行ったものでございます。</p> <p>最後に、4の「今後の予定」でございますが、4月に市議会へ市行動計画の改定について報告し、合わせて県知事への報告を行う予定としております。</p> <p>なお、市行動計画の改定の概要及び本計画につきましては、資料4と資料5でお配りしておりますので、後ほど御覧頂ければと思います。</p> <p>改定にあたり御協力いただきました本協議会並びに検討部会の委員の皆様へ、改めてお礼申し上げ、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問、御意見等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは最後に、議事の3番「その他」といたしまして、委員の皆様から何かございましたらお願いします。</p>
委員	<p>八戸市食生活改善推進委員協議会副会長の〇〇と申します。</p> <p>食生活改善推進員の活動を皆さん御存知でしょうか？あまり知られていないと思いますけれども、栄養士さんや保健師さんの指導のもと、調理研修会で学んだレシピをもって各地域の方にお声がけし、「私たちの健康は私たちの手で～伸ばそう健康寿命 つなごう郷土の食～」のスローガンのもと、生活習慣病予防、親子料理教室、働き世代への呼びかけや生涯骨太の取組など、幅広く活動しております。</p> <p>そして昨年9月4、5日の2日間にわたり、北海道・東北ブロック研修会がグランドサンピア八戸で開催されまして、八戸市での開催は10年ぶりで、199名の参加者で行われました。県知事にも出席いただく予定でしたが、あいにくインフルエンザにより出席は叶いませんでした。</p> <p>研修会では各地区・各県の皆様から、八戸市では活動していないような内容も聞くことができたので、それを見習い、これからの活動の糧にしていきたいと思っております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。これからもぜひ頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>その他に何かございますか。</p> <p>事務局の方から何かありますか。</p>
事務局	<p>事務局から委員の再公募の実施について、お知らせいたします。</p>

	<p>資料3を御覧ください。</p> <p>当協議会の委員につきましては、八戸市保健所条例第3条第3項の規定により公募に応じた者の中からも委嘱することとされておりますが、今年度応募者がいなかったことから、現在公募による委員を確保できていないため、再度委員の公募を実施するものでございます。</p> <p>募集人員につきましては2名であり、任期につきましては、委嘱の日から令和9年7月25日までとするものでございます。</p> <p>今後の予定でございますが、委員の公募は4月16日から5月15日まで1か月間行うこととしておりまして、広報はちのへ5月号に記事を掲載するほか、各公民館等へのチラシ設置や市のホームページにより周知を行う予定でございます。</p> <p>その後、応募者の選考を行いまして、来年度第1回目の当協議会の会議において委嘱状の交付を行う予定でございます。</p> <p>なお、来年度第1回目の会議は8月上旬を予定しております。</p> <p>日程につきましては、後日調整をさせていただき、決定次第、委員の皆様にご案内いたしますので、その際はよろしくお願いたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
会長	<p>その他、特にないようでしたら、これを持ちまして議事を終了し、司会の方へ進行をお返ししたいと思います。</p> <p>御協力ありがとうございました。</p>
司会	<p>奥寺会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これを持ちまして八戸市地域保健医療対策協議会を閉会いたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>